

新型コロナウイルス感染症に関する経済対策について

特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日に閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金事業」が実施されることになりました。

◆給付対象者

- ・基準日（令和2年4月27日）時点で黒潮町に住民登録がある方
- ・基準日以前に住民票を削除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村にも住民登録されておらず、かつ基準日以後初めて黒潮町に住民登録された方

◆受給権者

その方の属する世帯の世帯主

◆給付額

世帯構成員1人につき10万円

◆申請方法

①郵送による申請方法

受給権者（世帯主）宛に5月下旬に申請書を送付しています。申請書に必要書類（本人確認書

類の写しや振込先口座の確認書類などを添えて、申請期間内に同封の返信用封筒（切手不要）にて、返信してください。

②オンライン申請方法

マイナンバーカード（顔写真付きのマイナンバーカード）をお持ちの世帯主の方のみ利用できます。マイナポータルサイトの特別定額給付金申請画面から、必要事項（世帯主および世帯員の情報、振込先口座情報など）を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして、電子申請してください。本人確認書類は不要です。

◆申請期限 ※当日消印有効

8月18日（火）まで

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、申請者の指定口座へ随時、振り込みます。

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2

年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくのと、次の措置が受けられます。

◆措置の内容

世帯主でない場合も、同伴者の分も含めて、今お住まいの市区町村で特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても世帯主には支給しません。

◆手続きの方法

「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの書類を添えてお住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ提出してください。

- ・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
- ・ 保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどがが必要です。

※令和2年4月27日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を受けている方は、申出書の提出のみで構いません。

給付金を装った詐欺に注意

- ・ ATM（現金自動預払機）の操作、手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。
- ・ 世帯構成、個人番号、口座の暗証番号などの個人情報や電話やメールでお問い合わせすることは、絶対にありません。

政府機関や自治体などを装った偽サイトにもご注意ください。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

5513112

本庁住民課住基戸籍係

4312800

